本文

官報 第六千九十七号 昭和二十二年五月十五日 木曜日

政令

朕は、ここに國有財産法施行令の一部を改正する政令を公布する。

御名御璽

昭和二十二年五月十五日

内閣總理大臣 吉田 茂

政令第四十五号

國有財産法施行令の一部を次のように改正する。

第二條 削除

第三條中「各省大臣」を「國有財産法第三條ニ規定スル各省各廳ノ長（以下各省各廳ノ長ト稱ス）」に、同條中「所管大臣」を「當該財産ヲ所管スル各省各廳ノ長」に改める。

第四條中「所管大臣」を「當該國有財産ヲ所管スル各省各廳ノ長」に改める。

第五條中「各省大臣」を「各省各廳ノ長」に改める。

第六條 削除

第八條 削除

第九條 削除

第十條 削除

第十一條第二項中「當該官廳ハ」を「當該財産ヲ所管スル各省各廳又ハ當該財産ニ關スル事務ヲ分掌スル部局等（以下當該官廳ト稱ス）ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ」に改める。

第二十條 削除

第二十一條中「當該官廳ハ」の下に「大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ」を加える。

第二十二條中「前二條」を「前條」に改める。

第二十三條 削除

第二十四條 削除

第二十五條 削除

第二十六條 削除

第二十七條 削除

第三十條中「所管ノ各省」を「當該財産ヲ所管スル各省各廳」に、「部局」を「部局等」に改める。

第三十三條中「國有財産現在額總計算書調製ノ年三月三十一日」を「毎五年三月三十一日」に改め、第三項を削る。

第三十四條 國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計、造幣局特別會計、專賣局特別會計、印刷局特別會計及國有林野事業特別會計ノ固定資産ニ關スルモノノ價格ハ前二條ノ規定ニ拘ラス其ノ資本價格ニ依ルヘシ

第三十五條第一項中「各省大臣」を「各省各廳ノ長」に、同條第二項中「部局」を「部局等」に改める。

第三十五條ノ二 各省各廳ノ長ハ國有財産法第十六條第一項但書ノ規定ニ依リ無償貸付ヲ爲シタル國有財産ニ付毎會計年度國有財産無償貸付狀況報告書ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル國有財産無償貸付狀況報告書ニ基キ國有財産無償貸付狀況總報告書ヲ調製スヘシ

内閣ハ前項ノ國有財産無償貸付狀況總報告書ニ各省各廳ノ國有財産無償貸付狀況報告書ヲ添付シ之ヲ翌年度開會ノ常會ニ報告スヘシ

第三十六條 削除

第三十七條 削除

第四十條 國有財産法第二十六條、第二十六條ノ三及本令第三十五條ノ二ニ定ムル報告書並計算書ノ樣式ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四十一條ノ二 大藏大臣各省各廳ノ所管スル國有財産ニ付其ノ現況ニ關スル記錄ヲ備ヘ常時之カ區分別ノ狀況ヲ明瞭ナラシメ置クヘシ

大藏大臣前項ノ記錄ヲ整備スル爲各省各廳ノ長ニ對シ必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第四十一條ノ三 大藏省ニ國有財産調整委員會ヲ置ク

各省各廳ノ國有財産ノ取得、國有財産ノ取得ニ關スル長期計畫ノ樹立及國有財産ノ使用ノ調整ニ關スル事項ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ委員會ノ議決ニ基キ之ヲ決定スヘシ

委員會ハ關係各省各廳ノ長ニ對シ國有財産ノ取得又ハ使用上ノ變更ニ關スル説明書ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

關係各省各廳ノ長ハ必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル説明書ヲ委員會ニ提出スルコトヲ得

大藏大臣ハ各省各廳ノ所管スル國有財産ノ使用狀況ヲ調査シ意見ヲ具シ之ヲ毎年二回以上委員會ニ報告スヘシ

前各項ニ定ムルモノノ外委員會ニ關シ必要ナル規定ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

第三十三條の改正規定による土地及び立木竹の最初の價格の改正は、昭和二十七年三月三十一日の現況により、これを行うものとする。

旧陸軍省及び海軍省の所管に屬していたもので、國有の機械及び重要な器具は、物品として各省各廳の長に移管されたものを除いては、これを國有財産法第一條の國有財産として処理するものとする。但し、大藏大臣が特別の定をなす場合は、この限りでない。

内閣總理大臣兼外務大臣 吉田 茂
内務大臣 植原悦二郎
大藏大臣 石橋 湛山
司法大臣 木村篤太郎
文部大臣 高橋誠一郎
厚生大臣 河合 良成
農林大臣 木村小左衛門
商工大臣 石井光次郎
運輸大臣 増田甲子七
逓信大臣 一松 定吉

昭和二十二年五月十五日

内閣總理大臣 吉田 茂

政令第四十六号

戰時補償特別措置法施行規則の一部を次のように改正する。

第七十一條の二 法第五十六條第二項の規定により同項の資産から除かれる資産は、商品の外、原料品、仕掛半製品その他大藏大臣の指定する資産とする。

第七十一條の三 法第五十六條第二項の命令で定める益金は、法人が法第四十一條第一項乃至第三項、第四十二條第一項若しくは第二項又は第五十三條の規定により求償した場合において、その求償に因り取得すべき金額に相當する益金とする。

第七十一條の四 法第五十六條第二項の規定の適用を受けようとする法人は、法人税法第十八條乃至第二十二條又は特別法人税法第十條第一項の規定による申告書に、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 當該事業年度における益金について法第五十六條第二項の規定の適用を受けようとする金額

二 當該事業年度前における事業年度における益金について既に法第五十六條第二項の規定の適用があつたときはその適用があつた金額

三 第一號の金額（前二號の規定に該當する場合においては、前二號の金額の合計金額）が戰時補償特別税額から戰時補償請求權に因る益金の額を控除した金額に達するまでのものである旨

前項の申告書には、當該事業年度における資産（第七十一條の二に規定する資産を除く。）の評價換又は譲渡に因る益金、債務の消滅に因る益

官報 第六〇九七号 昭和二十二年五月十五日 木曜日

本文 6097号

金、資本の減少に因る益金及び前條に規定する益金並びに戰時補償特別稅額及び戰時補償請求權に因る益金に關する明細書を添附しなければならない。

法第五十六條第二項の規定は、法人稅法第十八條乃至第二十二條又は特別法人稅法第十條第一項の規定による申告書に第一項に規定する事項の記載がない場合には、これを適用しない。

第六十九條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

この政令は、法人の昭和二十一年十月二十九日以後に終了する事業年度分から、これを適用する。

昭和二十二年三月三十一日以前に終了した事業年度における益金について戰時補償特別措置法第五十六條第二項の規定の適用を受けようとする法人は、昭和二十二年勅令第百十一号（法人稅法施行規則を改正する勅令）による改正前の法人稅法施行規則第十八條、若しくは旧營業稅法施行規則第十七條（改正前の租稅特別措置法第十三條の規定の適用を受ける場合においては、同條に規定する申告期限又は昭和二十二年勅令第百十二号（特別法人稅法施行規則の一部を改正する等の勅令）による改正前の特別法人稅法施行規則第十三條に規定する申告期限までに、改正後の戰時補償特別措置法施行規則第七十一條の四第一項に規定する事項を記載した申請書を納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

前項の規定の適用については、法人の昭和二十二年三月三十一日以前に終了した事業年度でその決算の確定の日がこの政令施行前であるものについては、同項の規定による申請書の提出期限は、この政令施行後一箇月とする。

九條第二項の規定は、第三項及び第四項の場合について、これを準用する。

大藏大臣　石橋湛山
內閣總理大臣　吉田茂

省令

◉外務省令第一号

外務省所管內國旅費規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年五月十五日

外務大臣　芦田均

第十六條中「當分ノ內」の下に「車馬賃」を加える。

第三號表

区分		日當	宿泊料	車馬賃
親任官及本規則ニ於テ相當額ヲ受クル者		八〇圓	三〇圓	一粁ニ付
一級官及本規則ニ於テ相當額ヲ受クル者	甲地方	七〇	二五	一粁ニ付
	乙地方	六〇	五〇	一〇
二級官及本規則ニ於テ相當額ヲ受クル者	甲地方	六〇	二〇	一五
	乙地方	五〇	一五	一〇
三級官及本規則ニ於テ相當額ヲ受クル者	甲地方	三〇	一三	一〇
	乙地方	二〇	一〇	一〇

第四號表

区分		甲額	乙額	丙額
親任官及本規則ニ於テ相當額ヲ受クル者		一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇
一級官及本規則ニ於テ相當額ヲ受クル者		一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇
二級官及本規則ニ於テ相當額ヲ受クル者		八〇〇	六〇〇	四〇〇
三級官及本規則ニ於テ相當額ヲ受クル者		六〇〇	四〇〇	二〇〇
本規則ニ於テ第一号表ノ額ヲ受クル者	甲額	七〇〇	五〇〇	三〇〇
	乙額	五〇〇	三〇〇	二〇〇
本規則ニ於テ第二号表ノ額ヲ受クル者	甲額	四〇〇	二〇〇	一〇〇
	乙額	二〇〇	一〇〇	一〇〇

◉農林省調令第七号

農林省所管內國旅費規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年五月十五日

農林大臣　木村小左衛門

第二十四條中「當分ノ內」の下に「車馬賃」を加える。

区分		車馬賃
親任官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者		一粁ニ付 八十錢
一級官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者		七十錢
二級官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者		六十錢
三級官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者		五十錢
本則ニ於テ第一号表ノ額ヲ受クル者、	甲額	五十錢
	乙額	五十錢
本則ニ於テ第二号表ノ額ヲ受クル者	甲額	七十錢
	乙額	六十錢

を加える。

農林省所管內國旅費規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年五月十五日

農林大臣　木村小左衛門

第三十一條の四第三項の場合について、これを準用する。

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附則

この命令は、昭和二十二年四月一日以後の旅行から、これを適用する。

第三十二條の二　規則第七十一條の二の大藏大臣の指定する資產は、商品、原料品又は仕掛半製品以外の動產で固定資產の新設又は拡張以外の動用に供するものとする。

附　則

この命令は、昭和二十二年四月一日以後の旅行から、これを適用する。

訓令

◉農林省訓令第七号

農林省所管內國旅費規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年五月十五日

農林大臣　木村小左衛門

第十六條第一項の規定は、第七十一條の四第三項の場合について、これを準用する。

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

附則

この訓令は、昭和二十二年四月一日以後の旅行から、これを適用する。

農林省所管內國旅費規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年五月十五日

農林大臣　木村小左衛門

第三號表

区分		日當	宿泊料	車馬賃
親任官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者		八〇圓	三〇圓	一粁ニ付
一級官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者	甲地方	七〇	二五	一粁ニ付
	乙地方	六〇	五〇	一〇
二級官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者	甲地方	六〇	二〇	一五
	乙地方	五〇	一五	一〇
三級官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者	甲地方	三〇	一三	一〇
	乙地方	二〇	一〇	一〇

第四號表

区分		甲額	乙額	丙額
親任官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者		一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇
一級官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者		一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇
二級官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者		八〇〇	六〇〇	四〇〇
三級官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者		六〇〇	四〇〇	二〇〇
本則ニ於テ第一号表ノ額ヲ受クル者	甲額	七〇〇	五〇〇	三〇〇
	乙額	五〇〇	三〇〇	二〇〇
本則ニ於テ第二号表ノ額ヲ受クル者	甲額	四〇〇	二〇〇	一〇〇
	乙額	二〇〇	一〇〇	一〇〇

告示

◉內務省告示第百五十七号

舞鶴都市計画街路を昭和二十二年三月三十一日次の通り決定した。

その関係図面は京都府廳及び舞鶴市役所に備え置き縱覽に供する。

（次の通り省略）

昭和二十二年五月十五日

內務大臣　植原悅二郎

◉內務省告示第百五十八号

舞鶴都市計画兒童公園を昭和二十二年三月三十一日次の通り決定した。

その関係図面は京都府廳及び舞鶴市役所に備え置き縱覽に供する。

（次の通り省略）

昭和二十二年五月十五日

內務大臣　植原悅二郎

◉內務省告示第百五十九号

舞鶴生產再建整備都市計画街路事業及びその執行年度を昭和二十二年三月三十一日次の通り決定した。

その関係図面は京都府廳及び舞鶴市役所に備え置き縱覽に供する。

（次の通り省略）

昭和二十二年五月十五日

內務大臣　植原悅二郎

◉內務省告示第百六十号

昭和二十二年五月十五日內務省告示第百五十九号舞鶴生產再建整備都市計画街路事業の執行年度を次の通り決定する。

右について都市計画法施行令第三條の規定に依り指定する。

昭和二十二年五月十五日

內務大臣　植原悅二郎

◉內務省告示第百六十一号

參議院議員選挙法第八十條第二項及び第三項の規定による政黨協会その他の團体又はその支部の選挙運動費用の收支の届出の要旨は左の通りである。

昭和二十二年五月十五日

內務大臣　植原悅二郎

團体名	主幹者名	期間 自月日	期間 至月日	收入の種別	收入の出所	支出の大要	支出
民主人民聯盟本部	足立克明	〃	〃	〃	〃	〃	〃
救國同志会	星野芳樹	自四月九日	至四月二六日	ナシ	ナシ	通信費	一、〇〇〇
民主党大阪支部	細川八十八	自四月二四日	至四月三〇日	〃	〃	印刷費	一、〇〇〇
		〃	〃	〃	〃	支部結成費	一、二〇〇
		〃	〃	〃	〃	交通費	一、二〇〇
		〃	〃	〃	〃	文具費	一、五〇〇
		累計	累計	累計	累計	累計	累計
		三、三〇〇	三、三〇〇	〇	〇	三、三〇〇	三、三〇〇
大阪人民選挙協議会	谷口清	自四月五日	至四月三四日	參加團体分担金	日本共產党大阪地方委員会他二團体	印刷費	一、〇〇〇
		〃	〃	〃	〃	雜費	一、〇〇〇
		〃	〃	〃	〃	交通費	一、二〇〇
		累計	累計	累計	累計	累計	累計
		四、九五〇・七〇	四、九五〇・七〇	三、〇〇〇	一、九五〇・七〇	四、九五〇・七〇	四、九五〇・七〇
大平田地区小泉秀吉後援会	德安市平	自四月二三日	至四月二七日	一〇〇	寄附	酒肴一雄	一〇〇
		〃	〃	〃	〃	雜費	一〇〇
		〃	〃	〃	〃	通信費	一〇
		〃	〃	〃	〃	交通費	五・六〇
		累計	累計	累計	累計	累計	累計
		一三・六〇	一三・六〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

◉內務省告示第百六十二号

參議院議員選挙法第八十條第二項及び第三項並びに昭和二十二年內務省令第一号第五條の規定による政黨協会その他の團体又はその支部の選挙運動費用の收支の届出の要旨は左の通りである。

昭和二十二年五月十五日

內務大臣　植原悅二郎

團体名	主幹者名	期間 自月日	期間 至月日	收入の種別	收入の出所	支出の大要	支出
日本自由党	大野伴睦	自四月四日	至四月三日	寄附	大野伴睦	事務費	一〇、三一〇
		累計	累計			会合費	七、五〇〇
		一、一〇〇、〇〇〇	四、三五、四〇〇			其他	八、〇〇〇
						旅費	三〇、〇〇〇
						支部費補助	三〇、〇〇〇
						候補者選挙費用補助	一、〇〇〇、〇〇〇
						累計	累計
						一、一〇〇、六一〇	四、三五、六一〇・三六

◉內務省告示第百六十三号

參議院議員選挙法第百六條、參議院議員選挙法第八十條第二項及び第三項並びに昭和二十二年內務省令第一号第五條の規定による政黨協会その他の團体又はその支部の選挙運動費用の收支の届出の要旨は左の通りである。

昭和二十二年五月十五日

內務大臣　植原悅二郎

團体名	主幹者名	期間 自月日	期間 至月日	收入の種別	收入の出所	支出の大要	支出
日本農民党	中野四郎	自四月一日	至四月二九日	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
		累計	累計				累計
		一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇				八、六二〇

官報 6097 第六〇九七号

◎運輸省告示第百二十二号

昭和二十二年三月運輸省告示第七十一号鉄道局自動車事務所を設置する件の一部を、次のように改正する。

昭和二十二年五月十五日

運輸大臣　増田甲子七

第一條第一項を次のように改める。

運輸省官制第十七條の規定により、鉄道局自動車事務所を設く。

第二條　鉄道局自動車事務所においては、左の事務を取り扱う。

一　自動車運送事業及び軽車輌運送業の業務の監督に関する事項

二　自動車整備事業、自動車用ガス発生装置工業及び軽車輌工業等の業務の監督に関する事項

三　前各号の業務を営む者の組織する団体の監督に関する事項

四　臨時物資需給調整法に基く第一号及び第二号に掲げる事業並びに運送業用の指定生産資材及び物資の割当並びに監督に関する事項

◎運輸省告示第百二十三号

鉄道局ノ位置及管轄区域の一部を、次のように改正する。

昭和二十二年五月十五日

運輸大臣　増田甲子七

廣島鉄道局の部中「下關釜山間ノ各航路」を「門司港間及博多港釜山間ノ各航路」に改める。

門司鉄道局の部中「九州金線（自動車線ヲ含ム）」の次に「博多港釜山間航路」を加える。

◎運輸省告示第百二十四号

鉄道局地方官署設置ノ件の一部を、次のように改正する。

昭和二十二年五月十五日

運輸大臣　増田甲子七

別表廣島鉄道局の部下「關管理部の項中「下關釜山間、下關門司港間及博多港釜山間ノ各航路」を「下關釜山間及下關門司港間ノ各航路」に改める。

同門司鉄道局の部鳥栖管理部の項中「筑豫木線（筑前山家「原田間」の下に「博多港釜山間航路」を加える。

◎運輸省告示第百六十七号

昭和六年七月運信省告示第千四百号中「使用ニ期間アルモノ」に次のように追加する。

昭和二十二年五月十五日

運信大臣　一松　定吉

使用期間

使用局	使用
撫養郵便局及堂浦郵便局	昭和二十二年五月十日ヨリ昭和二十二年五月二十日マデ

◎運信省告示第百六十八号

昭和六年七月運信省告示第千四百号中「使用ニ期間アルモノ」に次のように追加する。

昭和二十二年五月十五日

運信大臣　一松　定吉

使用期間

使用局	使用
撫養郵便局	昭和二十二年五月十日ヨリ昭和二十二年五月二十日マデ

正誤

四月二十三日農林省令第三十一号中二三五頁三段刻行「農林省関係」は「農商省関係」の誤植。

叙任及辞令

◎昭和十九年二月二十五日
叙勲八等授白色桐葉章　長谷川善邦
◎昭和十九年三月十九日
叙勲八等授白色桐葉章　島田　昭治
◎昭和二十年八月二日
勲七等　井上　泉
叙勲六等授瑞光旭日章
◎昭和二十二年三月九日
勲六等　藏生　種衛
叙勲五等授瑞宝章
勲八等　石塚　茂
叙勲六等授瑞宝章
◎昭和二十二年三月十九日
勲七等　武士田甲三
叙勲六等授瑞宝章
◎昭和二十二年三月二十日
勲八等　中山　貞喜
◎昭和二十二年三月二十日
勲八等　菊池　長諦
◎昭和二十二年三月二十二日
勲八等　高橋　勝美
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年三月二十三日
勲八等　小林　亥
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年三月二十四日
勲七等　浮須　信三
叙勲六等授瑞宝章
◎昭和二十二年三月二十五日
勲八等　伊藤　良兒
◎昭和二十二年三月二十八日
勲八等　三村　潛
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年三月三十日
勲八等　三輪勝太郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月三日
勲八等　大友　惟文
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月七日
勲八等　栗林　政夫
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月十四日
勲八等　三輪重三郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月十五日
勲八等　吉田　順治
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月十六日
勲六等　西久保伊三郎
叙勲七等授瑞宝章
勲七等　石渡　林藏
叙勲六等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月十九日
勲八等　伊藤勘太郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月二十日
勲八等　三村　潛
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月二十五日
勲八等　大友　惟文
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月二十八日
勲八等　栗林　政夫
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月二十九日
勲八等　三輪勝太郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月三十日
勲八等　三輪重三郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月二十五日
勲八等　伊藤　良兒
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月二十八日
勲八等　三村　潛
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月三十日
勲八等　三輪勝太郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月三日
勲八等　大友　惟文
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月七日
勲八等　栗林　政夫
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月十四日
勲八等　三輪重三郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月十五日
勲八等　吉田　順治
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月十六日
勲六等　西久保伊三郎
叙勲七等授瑞宝章
勲七等　石渡　林藏
叙勲六等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月十九日
勲八等　伊藤勘太郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月二十日
勲八等　三村　潛
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月二十五日
勲八等　大友　惟文
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月二十八日
勲八等　栗林　政夫
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月二十九日
勲八等　三輪勝太郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年四月三十日
勲八等　三輪重三郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月二十五日
勲八等　伊藤　良兒
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月二十八日
勲八等　三村　潛
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月三十日
勲八等　三輪勝太郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月三日
勲八等　大友　惟文
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月七日
勲八等　栗林　政夫
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月十四日
勲八等　三輪重三郎
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月十五日
勲八等　吉田　順治
叙勲七等授瑞宝章
◎昭和二十二年五月十六日
勲六等　西久保伊三郎
叙勲七等授瑞宝章
勲七等　石渡　林藏
叙勲六等授瑞宝章
八級俸下賜（十九年九月十八日運輸通信省）

通信院事務官　福田德太郎

彙報

○官廳事項

◎文部省分課規程中改正

文部省分課規程の一部を次のように改正して、五月十日から、これを施行した。

第五條第三項第六号を第七号に、第七号を第八号に改め、同項に左の一号を加える。

六　著作権ニ関スルコト

廣告

◎昭和二十二年電氣事業主任技術者資格檢定第二次筆記試驗

電氣事業主任技術者資格檢定規則によつて第二次筆記試驗を次のように行う。

昭和二十二年三月

商工省

試驗日時

七月三十日
（イ）八時三十分から十一時まで
十三時から十五時三十分まで
（ロ）八時三十分から十一時まで
十三時から十五時三十分まで

七月三十一日
（イ）八時三十分から十一時まで
十三時から十五時三十分まで
（ロ）八時三十分から十一時まで
十三時から十五時三十分まで

八月一日
（イ）八時三十分から十一時まで
十三時から十五時三十分まで

試驗科目

（イ）電氣理論及び電氣磁氣測定一種（電燈、照明及び電熱設備、電氣器具及び附屬器具、発電所設計及び原動力設備、電力傳送、配電及び蓄電池、三種には電力傳送を除く。）

（ロ）電氣理論及び電氣磁氣測定一種（電氣理論を除く。）、電氣事業主任技術者資格檢定規則第十條による檢定申請書、昭和十四年逓信省令第五十三号第二條又は第二條の受驗特例に該当する志願者（昭和二十一年商工省令第二十二号第三條第二十一年商工省令第二十二号第三條第二号及び第四條による者を含む。）は、同令第四條による檢定特例申請書にそれぞれ履歴書、戸籍の抄本、写眞及び召集又は徴用に関する証明書（受驗特例に該当する申請書のみ）を添えて提出しなければならない。

昭和二十二年五月

商工省

昭和二十一年商工省令第二十二号第三條第一号の規定に拔擢者資格檢定規則第十條による檢定申請書、昭和十四年逓信省令第五十三号第二條又は第二條の受驗特例に該当する志願者（昭和二十一年商工省令第二十二号第三條第二十一年商工省令第二十二号第三條第二号及び第四條による者を含む。）は、同令第四條による檢定特例申請書にそれぞれ履歴書、戸籍の抄本、写眞及び召集又は徴用に関する証明書（受驗特例に該当する申請書のみ）を添えて提出しなければならない。

昭和二十二年五月

商工省

二　本年の第一次試驗に合格した者で試驗地盛岡及び米沢において受驗した者は仙台で、長野において受驗した者は東京で、京都において受驗した者は大阪で、山口及び松江において受驗した者は廣島で、熊本において受驗した者は福岡で、それぞれ受驗する。その場合の受驗票に訂正を要しない。本年の第一次試驗に合格した者は、右の指定以外に受驗地を変更することができない。

三　申請書にはる收入印紙には、消印をしないこと。

四　申請書に記載する氏名には、読み仮名を付けること。

五　申請書には検定の種別及び受驗地の外、第一次試驗の合格年月、受驗地及び受驗番号（東京第一〇三五号等）を記載すること。

六　右の各記載事項は朱書すること。

七　写眞は、一年以内に撮影した単独（脱帽、半身、手札型）のものとし、台紙（縦十五センチメートル、横八センチメートル）にはつけその裏面に氏名、受驗地名、検定の種別及び撮影年月日を明記し、郵送する場合には必ず申請書と同封すること。

八　戸籍の抄本は、申請前六月以内に作成したものを用うること。

九　申請書類は、申請書、履歴書、戸籍の抄本の順序にそろえてつづり（写眞はつづらないこと。）差出すこと。

十　申請書を郵便で差出すときは、書留とし、封筒に「主任技術者申請書在中」と記載し、なお受驗票送付用として、自分の所名を表記し同封すること。

十一　申請者が申請書を提出した後、太籍地又は氏名を変更したときは、直ちに戸籍の抄本を添えてその旨を届け出ること。

十二　申請者が申請書を提出した後、現住所を変更したときは、直ちにその旨を届け出ること。

十三　前の十号及び十一号の届け出には、必ず受驗地名、検定の種別及び受驗番号を記載して、申請書を提出した商工局管力部に提出すること。

十四　申請書受理の日から、自分の所名を表記した封筒を同封すること。

十五　試驗に関する問い合せは前号に準ずること。なお回答を要するときは返信用として、自分の所名を表記した封筒を同封すること。

十六　申請書受理の上は受驗票を交付する。受驗票は、受驗期間中必ず携帶しなければならない。

◎公示送達

兵庫縣芦屋市西山町二三ノ一　小南健之助方　日下　義雄

右の者に送達する昭和二十年四月二十四日附昭和十九年特許願第三六六号拒絶査定謄本

右の書類は何時でも送達を受ける者にこれを交付する。

右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭和二十二年五月十五日

特許標準局

大阪市西区南堀江一番町二　藤井　明一

右の者に送達する昭和二十年五月二日附昭和十八年特許願第一三七〇七号拒絶査定謄本

右の書類は何時でも送達を受ける者にこれを交付する。

右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭和二十二年五月十五日

特許標準局

東京都澁谷区鶯谷本町二ノ七五一　栗原　忠三

右の者に送達する昭和二十年五月十日附昭和十八年特許願第一二一六三号拒絶査定謄本

右の書類は何時でも送達を受ける者にこれを交付する。

右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭和二十二年五月十五日

特許標準局

東京都北多摩郡保谷町坂上一八九　仁八　房雄

右の者に送達する昭和二十年五月五日附昭和十八年特許願第一三二六三号拒絶査定謄本

右の書類は何時でも送達を受ける者にこれを交付する。

右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭和二十二年五月十五日

特許標準局

東京都澁谷区鶯谷本町二ノ七五一　栗原　忠三

右の者に送達する昭和二十年五月十日附昭和十八年特許願第一二一六三号拒絶査定謄本

右の書類は何時でも送達を受ける者にこれを交付する。

右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭和二十二年五月十五日

特許標準局

大阪市都島区高倉町二丁目一七一　岡　陸夫

右の者に送達する昭和二十年五月二十一日附昭和十九年特許願第一二一六三号拒絶査定謄本

右の書類は何時でも送達を受ける者にこれを交付する。

右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭和二十二年五月十五日

特許標準局

名古屋市西区袋町四ノ一　加藤　武夫

右の者に送達する昭和二十年十月二十四日附昭和十八年特許願第一五七〇四号拒絶査定謄本

右の書類は何時でも送達を受ける者にこれを交付する。

右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭和二十二年五月十五日

特許標準局

神戸市灘区新在家中町三ノ一八　山崎　清文

右の者に送達する昭和二十年十一月十日附昭和十八年特許願第一〇四一二号拒絶査定謄本

右の書類は何時でも送達を受ける者にこれを交付する。

右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭和二十二年五月十五日

特許標準局

名古屋市西区押切町三ノ三十一　茂野己之助

右の者に送達する昭和二十年十一月四日附昭和十八年特許願第一一七〇八号拒絶査定謄本

右の書類は何時でも送達を受ける者にこれを交付する。

右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭和二十二年五月十五日

特許標準局

◎公示催告

昭和二十一年（〇）第三八一二号

德島市下助任町四丁目二十四番地　中林芳太郎

右の者に送達する昭和二十年五月二日附昭和十八年特許願第一三七〇七号拒絶査定謄本

公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十二年五月十二日午前十時迄ニ当区裁判所ニ權利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十七日

東京区裁判所第六民事掛

（別紙）

目　録

一株式会社日立製作所株式十株券二枚

株券額面　金五百円也

一株ニ付拂込額　金五十円也

記号番号　自内第六七八六六号至内第六七八七七号

発行者　株式会社日立製作所

発行日　昭和十五年十二月二十六日

最終名義人　中林芳太郎

一株式会社日立製作所株式一株券八枚

株券額面　金五十円也

一株ニ付拂込額　金五十円也

記号番号　自内第六四六四九号至丁第六四六五二号

発行者　株式会社日立製作所

発行日　昭和十五年十二月二十六日

最終名義人　中林芳太郎

右の者ニ送達する昭和二十年九月十二日午前十時迄ニ当区裁判所ニ權利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十七日

東京区裁判所第六民事掛

（別紙）

目　録

一日本鋼管株式会社株式十株券一枚

株券額面　金五百円

一株ニ付拂込額　金五十円

記号番号　戊第七二四八六号

発行者　日本鋼管株式会社

発行日　昭和十七年三月二日

最終名義人　中林芳太郎

昭和二十一年（〇）第三八一四号

德島市下助任町四丁目二十四番地　中林芳太郎

右の者ニ送達する昭和二十年九月十二日午前十時迄ニ当区裁判所ニ權利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十七日

東京区裁判所第六民事掛

（別紙）

目　録

一株式会社日立製作所株式十株券一枚

株券額面　金五百円也

一株ニ付拂込額　金五十円也

記号番号　自内第六七八六六号至内第六七八七七号

発行者　株式会社日立製作所

発行日　昭和十五年十二月二十六日

最終名義人　中林芳太郎

一株式会社日立製作所株式一株券八枚

株券額面　金五十円也

一株ニ付拂込額　金五十円也

記号番号　自内第六四六四九号至丁第六四六五二号

発行者　株式会社日立製作所

発行日　昭和十五年十二月二十六日

最終名義人　中林芳太郎

第6097号 本文

昭和二十一年(ハ)第三八二四号
東京都麹町区九段二丁目六番地二
申立人　海野敬

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十一年二月十二日午前十時迄ニ当区裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出テ且提出ヲ爲ササルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十七日
東京区裁判所第六民事掛

（別紙）
目　錄
一株式会社三井木社発行株式十株券一枚
記号番号　福戊第三三九九〇号
額面　金五百円也
一株ノ金額　金五十円也（全額拂込済）
発行日　昭和十六年十月一日
最終株主　海野敬
最後ノ所持人　海野敬

昭和二十一年(ハ)第三八三二号
大阪市北区絹笠町十六大江ビル五十一号丸善産業株式会社大阪支店
申立人　杉本とく

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月十二日午前十時迄ニ当区裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十七日
東京区裁判所第六民事掛

（別紙）
目　錄
一株式会社新株式十株券二枚
記号番号　金三千五百円也（但金額二千五百円拂込）
一株ノ金額　金五百円也
発行者　鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
最終名義人　淺妻寅四郎

昭和二十一年(ハ)第三八二六号
東京都麹町区九段二丁目六番地二
申立人　海野敬

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十一年二月十二日午前十時迄ニ当区裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十七日
東京区裁判所第六民事掛

（別紙）
目　錄
一株式会社三井木社発行株式十株券一枚
記号番号　福戊第三三九九〇号
額面　金五百円也
一株ノ金額　金五十円也（全額拂込済）
発行日　昭和十六年十月一日
最終株主　海野敬
最後ノ所持人　海野敬

昭和二十一年(ハ)第三八三三号
大阪市北区絹笠町十六大江ビル五十一号丸善産業株式会社大阪支店
申立人　杉本とく

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月十二日午前十時迄ニ当区裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十七日
東京区裁判所第六民事掛

（別紙）
目　錄
一株式会社三菱重工業株式会社旧株券十株券二枚
記号番号　豊丙第四三三八、四三三九、四三四〇号、丙第七九九五、七九九六、七九九七号
以上最終株主名義人　齊藤義臣

昭和二十一年(ハ)第三八四〇号
熊本縣玉名郡滑石村大字小浜五六番地
申立人　中島寛好

右同所同番地
申立人　中島一嘉

公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月十二日午前十時迄ニ当区裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十七日
東京区裁判所第六民事掛

（別紙）
目　錄
一株式会社旧株式十株券三枚、新株式十株券三枚
株券額面　金三千円也
記号番号　豊丙第四三三八、四三三九、四三四〇号、丙第七九九五、七九九六、七九九七号
以上最終株主名義人　齊藤義臣

（別紙）
目　錄
一鐘淵セメント株式会社旧株式十株券三枚、新株式十株券三枚
株券額面　金三千円也
記号番号　豊丙第四三三八、四三三九、四三四〇号、丙第七九九五、七九九六、七九九七号
以上最終株主名義人　齊藤義臣

（別紙）
目　錄
一株式会社三菱化成工業株式会社旧株式十株券三枚
株券額面　金三千円也
記号番号　豊丙第四三三八、四三三九、四三四〇号、丙第七九九五、七九九六、七九九七号
以上最終株主名義人　齊藤義臣

（別紙）
目　錄
一株式会社三菱鉱業株式会社旧株式十株券三枚
株券額面　金三千円也
記号番号　豊丙第四三三八、四三三九、四三四〇号、丙第七九九五、七九九六、七九九七号
以上最終株主名義人　齊藤義臣

（別紙）
目　錄
一株式会社三菱重工業株式会社旧株式十株券三枚
株券額面　金三千円也
記号番号　豊丙第四三三八、四三三九、四三四〇号、丙第七九九五、七九九六、七九九七号
以上最終株主名義人　齊藤義臣

（別紙）
目　錄
一株式会社三菱本社株券六枚（此株券額面　金五百円也）
一株ノ金額　金五十円也
記号番号　い丙第一八七一九号、い丙第一八七二〇号、い丙第一八七二一号、い丙第一八七二二号、い丙第一八七二三号、い丙第一八七二四号、六枚
一株ノ拂込金額　金三千円也
一株券記番号　い丙第一八七二五号、六枚
一株券額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也（但全額拂込済）
一株券名義人　熊谷康次郎
発行者　三菱商事株式会社取締役社長郷古潔
発行年月日　昭和十七年十月一日
一株券記番号　い丙第一八七二六号、一枚
一株券額面　金八百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也（但全額拂込済）
一株券名義人　熊谷康次郎
発行者　三菱重工業株式会社取締役社長荒田信吾
発行年月日　昭和十六年二月八日
一株券記番号　い丙第一八七二七号、一枚
一株券額面　金八百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也（但全額拂込済）
一株券名義人　熊谷康次郎
発行者　三菱商事株式会社取締役社長荒田信吾
発行年月日　昭和十六年二月八日
一株券記番号　い丙第一八七二八号、一枚
一株券額面　金八百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也（但全額拂込済）
一株券名義人　熊谷康次郎
発行者　三菱重工業株式会社取締役社長荒田信吾
発行年月日　昭和十六年二月八日
一株券記番号　い丙第一八七二九号、一枚
一株券額面　金八百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也（但全額拂込済）
一株券名義人　熊谷康次郎
発行者　三菱商事株式会社取締役社長荒田信吾
発行年月日　昭和十六年二月八日
一株券記番号　い丙第一八七二〇号、一枚
一株券額面　金八百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也（但全額拂込済）
一株券名義人　熊谷康次郎
発行者　三菱重工業株式会社取締役社長荒田信吾
発行年月日　昭和十六年二月八日
一株券記番号　い丙第一八七二一号、一枚
一株券額面　金八百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也（但全額拂込済）
一株券名義人　熊谷康次郎
発行者　三菱商事株式会社取締役社長荒田信吾
発行年月日　昭和十六年二月八日
一株券記番号　い丙第一八七二二号、一枚
一株券額面　金八百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也（但全額拂込済）
一株券名義人　熊谷康次郎
発行者　三菱重工業株式会社取締役社長荒田信吾
発行年月日　昭和十六年二月八日
一株券記番号　い丙第一八七二三号、一枚
一株券額面　金八百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也（但全額拂込済）
一株券名義人　熊谷康次郎
発行者　三菱商事株式会社取締役社長荒田信吾
発行年月日　昭和十六年二月八日
一株券記番号　い丙第一八七二四号、六枚
一株券額面　金三千円也
一株券金五百円也（但全額拂込済）
一株券名義人　熊谷康次郎
発行者　三菱重工業株式会社取締役社長荒田信吾
発行年月日　昭和十七年十月一日
一株券記番号　い丙第一八七二五号、六枚
一株券額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也（但全額拂込済）
一株券名義人　熊谷康次郎
発行者　三菱商事株式会社取締役社長荒田信吾

昭和二十二年四月十八日
住所　新潟縣北魚沼郡小出町大字小出島三五六
組合名　小出郷大工工業施設組合
清算人　横山勝太郎

組合解散公告

本組合は商工協同組合法第七十六條の規定により昭和二十二年二月二十八日解散しましたので本組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日より向う二箇月以内に申し出て下さい。若し右期間内に申し出のない場合には清算より除斥しますので公告致します。

昭和二十二年四月十八日
住所　新潟縣中魚沼郡十日町学校町区
組合名　中魚沼郡大工工業施設組合
清算人　吉田重太郎

組合解散公告

本組合は商工協同組合法第七十六條の規定により昭和二十二年二月二十八日解散しましたので本組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日より向う二箇月以内に申し出て下さい。若し右期間内に申し出のない場合には清算より除斥しますので公告致します。

昭和二十二年四月十七日
住所　新潟縣中蒲原郡新津町大字新津二八八二番地
組合名　中蒲原郡織維製品小賣統制組合
清算人　宮腰金吾

統制組合解散公告

本組合は商工協同組合法第七十五條の規定により昭和二十二年二月二十八日解散しましたので本組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日より向う二箇月以内に申し出て下さい。若し右期間内に申し出のない場合には清算より除斥しますので公告致します。

昭和二十二年四月十七日
新潟縣中蒲原郡新津町大字新津二八八二番地
中蒲原郡織維製品小賣統制組合
清算人　宮腰金吾

組合解散公告

本組合は商工協同組合法第七十五條の規定により昭和二十二年二月二十八日解散しましたので本組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日より向う二箇月以内に申し出て下さい。若し右期間内に申し出のない場合には清算より除斥しますので公告致します。

昭和二十二年四月十八日
住所　新潟縣北魚沼郡小千谷町三〇四
組合名　小千谷郷大工工業施設組合
清算人　柴原唯吉

組合解散公告

本組合は商工協同組合法第七十六條の規定により昭和二十二年二月二十八日解散しましたので本組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日より向う二箇月以内に申し出て下さい。若し右期間内に申し出のない場合には清算より除斥しますので公告致します。

昭和二十二年四月十八日
住所　新潟縣南蒲原郡見附町字本町一〇八五
組合名　見附郷大工工業施設組合
清算人　大野留吉

組合解散公告

本組合は商工協同組合法第七十六條の規定により昭和二十二年二月二十八日解散しましたので本組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日より向う二箇月以内に申し出て下さい。もし右期間内に申し出のない場合には清算より除斥しますので公告致します。

昭和二十二年四月八日
住所　新潟縣北魚沼郡小千谷町
組合名　小千谷郷大工工業施設組合
清算人　柴原唯吉

組合解散公告

本組合は商工協同組合法第七十六條の規定により昭和二十二年二月二十八日解散しましたので本組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日より向う二箇月以内に申し出て下さい。若し右期間内に申し出のない場合には清算より除斥しますので公告致します。

昭和二十二年四月十八日
住所　新潟縣南蒲原郡見附町字本町一〇八五
組合名　見附郷大工工業施設組合
清算人　大野留吉

◉失踪に関する届出の催告

本籍並最後の住所宗像郡岬村大字地島九百十番地
不在者　明治八年九月十六日生
右不在者に対して利害関係人大江久吉から失踪宣告の申立を爲したので不在者は昭和二十二年五月十九日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を爲すこと若し其の届出を爲さないときは失踪を宣告する又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄に其の届出を爲すこと。

昭和二十一年十一月十八日
福岡区裁判所

本籍並最後ノ住所愛媛縣西宇和郡三崎村大字井野浦六十九番地
不在者　上本清
右ニ対シ前記同所上本トメヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年六月十三日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サザルトキハ失踪ヲ宣告スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十一月十三日
八幡浜区裁判所

本籍並最後ノ住所愛媛縣西宇和郡三崎村大字井野浦六十九番地
不在者　上本平松
右ニ対シ前記同所上本トメヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年六月十三日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サザルトキハ失踪ヲ宣告スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十一月十三日
八幡浜区裁判所

本籍及最後ノ住所長崎縣北松浦郡伊王島村大字伊王島百三十九番地
不在者　岩永文太郎
慶應元年二月二十七日生

本籍並最後ノ住所右同
不在者　岩永岩太郎
明治二十六年八月三十日生
右不在者に対し利害関係人岩永初太郎より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十二年七月三十日午前九時までに当区裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をさないときは失踪を宣告する又不在者の生死を知つてゐる者は右期日までにその届出をされたい。

昭和二十一年十月二十六日
長崎区裁判所
判事　吉本仲蔵

本籍及最後ノ住所長崎市飽ノ浦町一丁目百十番地
不在者　船木ミヲ
明治十年八月十二日生
右不在者に対し利害関係人船木みさより失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十二年十月九時迄に当区裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないときは失踪を宣告する又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄に其の届出をされたい。

昭和二十二年六月十三日
八幡浜区裁判所

本籍及最後ノ住所長崎縣西彼杵郡伊王島百三十九番地
不在者　岩永文太郎
慶應元年二月二十七日生

本籍並最後ノ住所右同
不在者　岩永岩太郎
明治三十六年八月三十日生
右不在者に対し利害関係人岩永初太郎より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十二年七月三十日午前九時までに当区裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をさないときは失踪を宣告する又不在者の生死を知つてゐる者は右期日までにその届出をされたい。

昭和二十一年十月二十六日
長崎区裁判所
判事　吉本仲蔵

本籍及最後ノ住所長崎縣北松浦郡平村寺島郷八百三十二番地
不在者　渡邊清助
大正十一年三月二十日生
右不在者に対し利害関係人渡邊セキより失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年十二月二十日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十二月十九日
佐世保区裁判所

本籍及最後ノ住所長崎縣北松浦郡神浦村神浦郷二千九百二番地
不在者　沼文入
明治十二年三月二十三日生
右不在者に対し利害関係人沼文入ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年十二月二十日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十二月十九日
佐世保区裁判所

本籍及最後ノ住所長崎縣北松浦郡神浦村神浦郷三千三百六十六番地
不在者　瀬尾菊平
明治二十九年十月十七日生
右不在者に対し利害関係人瀬尾久雄ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年十二月二十日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十二月十九日
佐世保区裁判所

本籍及最後ノ住所長崎縣北松浦郡伊王島村大字伊王島百三十九番地
不在者　岩永文太郎
慶應元年二月二十七日生

本籍並最後ノ住所右同
不在者　岩永岩太郎
明治三十六年八月三十日生
右不在者に対し利害関係人岩永初太郎より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十二年七月三十日午前九時までに当区裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をさないときは失踪を宣告する又不在者の生死を知つてゐる者は右期日までにその届出をされたい。

昭和二十一年十月二十六日
長崎区裁判所
判事　吉本仲蔵

本籍及最後ノ住所長崎市飽ノ浦町一丁目百十番地
不在者　船木ミヲ
明治十年八月十二日生
右不在者に対し利害関係人船木みさより失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十二年十月九時迄に当区裁判所に生存の届出をされたいもしその届出をしないときは失踪を宣告する又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄に其の届出をされたい。

昭和二十一年十月二十六日
長崎区裁判所
判事　吉本仲蔵

本籍及最後ノ住所愛媛縣西宇和郡三崎村大字井野浦六十九番地
不在者　上本
大正九年十月十五日生
右ニ対シ前記同所上本トメヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年六月十三日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十一月十三日
八幡浜区裁判所

本籍並最後ノ住所愛媛縣西宇和郡三崎村大字井野浦六十九番地
不在者　上本平松
明治三十一年九月二十八日生
右ニ対シ前記同所上本トメヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年六月十三日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十一月十三日
八幡浜区裁判所

本籍並最後ノ住所愛媛縣西宇和郡三崎村大字井野浦六十九番地
不在者　上本
明治三十一年九月二十八日生
右ニ対シ前記同所上本トメヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年六月十三日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十一月十三日
八幡浜区裁判所

本籍及最後ノ住所長崎縣北松浦郡平村寺島郷八百三十二番地
不在者　渡邊清助
大正十一年三月二十日生
右不在者に対し利害関係人渡邊セキより失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年十二月二十日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十二月十九日
佐世保区裁判所

本籍及最後ノ住所長崎縣北松浦郡神浦村神浦郷二千九百二番地
不在者　沼文入
明治十二年三月二十三日生
右不在者に対し利害関係人沼文入ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年十二月二十日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十二月十九日
佐世保区裁判所

本籍及最後ノ住所長崎縣北松浦郡神浦村神浦郷三千三百六十六番地
不在者　瀬尾菊平
明治二十九年十月十七日生
右不在者に対し利害関係人瀬尾久雄ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年十二月二十日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十二月十九日
佐世保区裁判所

本籍並最後ノ住所福岡縣西宇和郡三崎村大字井野浦六十九番地
不在者　上本
大正九年十月十五日生
右ニ対シ前記同所上本トメヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年六月十三日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十一月十三日
八幡浜区裁判所

本籍並最後ノ住所愛媛縣西宇和郡三崎村大字井野浦六十九番地
不在者　上本平松
明治三十一年九月二十八日生
右ニ対シ前記同所上本トメヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年六月十三日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十一月十三日
八幡浜区裁判所

本籍及最後ノ住所長崎縣北松浦郡平村寺島郷八百三十二番地
不在者　渡邊清助
大正十一年三月二十日生
右不在者に対し利害関係人渡邊セキより失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年十二月二十日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十二月十九日
佐世保区裁判所

本籍並最後の住所門司市旭町一丁目二四三〇番地
不在者　池田次明
大正四年一月二十六日生
右不在者に対し利害関係人池田次郎より失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十二年一月二十日午前十時迄に当区裁判所に生存の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべく若し其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべく又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄に其の届出を爲すべし。

昭和二十一年十一月二十七日
小倉区裁判所

本籍並最後の住所八幡市大字枝光
不在者　堀田儀一
明治四十四年五月二日生
右不在者に対し利害関係人堀田ミキより失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十二年五月三十日午前十時迄に当区裁判所に生存の届出をなさざるときは失踪を宣告すべく若其の届出をなさざるときは失踪を宣告すべく又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄に其の届出を爲すべし。

昭和二十一年十一月二十七日
小倉区裁判所

本籍地兒島縣伊佐郡山野町山野五千二百十一番地、最後ノ住所長崎縣北松浦郡大島神浦五五番地
不在者　古賀國太郎
明治二十年三月三十日生
右不在者に対し利害関係人古賀ミヲより失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年六月二十五日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘク若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年十二月二十四日
平戸区裁判所

昭和二十五年三月九日第三種郵便物認可　◉号外　三月九日発行業速十四号二二頁●同十一日発行同十五号一六頁●同十二日発行同十六号二六頁●同十三日発行同十七号一六頁
（國定規格A4判）
定價一ケ月七圓五十錢（一部三十錢）
東京都新橋市夕谷六村町

第 6097 号
本文